姶良市人権教育・啓発基本計画【改訂版】(素案)に対する意見募集の実施結果と市の考え方

始良市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、姶良市人権教育・啓発基本計画【改訂版】(素 案)を公表し、広く市民の皆様の意見を伺うパブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を取りまとめましたので、次のとおり公表します。 なお、ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約させていただいています。 また、類似のご意見につきましては、まとめています。

1 集計結果等

(1) 実施期間 令和5年1月5日(木)から令和5年2月3日(金)まで

(2) 意見の提出方法、提出人数、意見の件数

提出方法	提出人数	意見件数
電子メール	2	32
ファックス	1	20
合 計	3	52

次頁「2 ご意見と市の考え方」では、類似のご意見(16件)を集約し36件としています。

2 ご意見と市の考え方

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
1	1ページ	 「社会情勢の変化により新たな人権問題	 いただいたご意見を参考に文言
	第1章 1 16行	が発生しています」の「新たな人権問題」とは何を指すのかが分かりにくいです。文脈からすると、それより前に列記してある人権問題すべてを指すことになります。しかし、「女性、子ども…」から始まる人権問題の多くは、従前から指摘されてきたものであり現基本計画でも記されていたものです。「社会情勢の変化により新た」に生じた人権問題がどういうものかが分かるように記述する必要があると思います。	を修正します。
2	1ページ 第1章	新型コロナウイルス感染症の感染者や感 染者の家族に対する偏見、誹謗中傷など	本計画では「第3章 2分野別施 策の推進(12)その他の人権⑥
2件	1	があったことを踏まえ、そのような差別の	様々な人権問題」の中で、コロナ差
	16行	実態を明らかに明記して、姶良市の実態と	別について記載しています。
		して加筆してほしい。	なお本計画では個別の事例は記
			載いたしておりませんので、現行
			のとおりとさせていただきます。
3	2ページ 2-(2) 2行	内容ではなく表記上(読点)のことなのですが、それが何箇所かありますが一箇所だけ記しておきます。例えば「2 基本計画の性格(2)」の「人権教育・啓発施策の、総合的」にある「、」は不要だと思います。	ご指摘のとおり修正します。
4	3ページ	SDGsの説明と図表が掲載してありま	いただいたご意見を参考に文言
	7行	すが、SDGsを本基本計画に載せる意味	を追加し、これを用語説明とする
2件	42 ∧° −ジ	がわかるような記述が必要だと思います。 SDGsは、人権がそのベースになっている	ため、巻末の資料欄の用語解説の 方は削除します。
	用語解説	SDGSは、人権がそのベースになりている のだということを明記して市民に理解して	ソコタカデタンタ と 。
	さ行	いただく必要があると思います。ここで	
		は、SDGsの一般的な説明になっていま	
		す。そのことは、巻末の資料欄においても	
		同様です。 	

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
5	5ページ 第2章 図表	「県民意識調査」の結果の図表を載せる 意味を明確にするため、市民にとって理解 の助けになる分析コメントを短くてよいの で添えてほしいです。	いただいたご意見を参考に文言 を追加します。
6 2件	6ページ 第3章 1-(1)	LGBTQ(性的マイノリティー)の児童生徒が、学びやすい学校、地域社会であるために性別によらない名簿を公簿を含めて様々な教育活動の中で取り入れるようにすることを明記してほしい。また、学校でのトイレ、更衣室、標準服の改定を進めてほしい。那覇市などの条例を参考にしてほしい。	名簿については、性別によらない名簿を含めて、その用途に応じて各学校が円滑に教育活動を進めて行くことができるように作成・活用しています。(実際には、性別によらない名簿を活用したり、多要な場合に適した名簿を活用したり、男女の順序を逆にした名簿を活用したりするなど、各種教育活動に適した名簿を活用しています。)施設の改善については、現状においても努めているところです。
7	6ページ 第3章 1-(1)	部落問題、ハンセン病問題など、個別の 人権課題についての研修を市の責任で開 催してほしい。	各小・中学校に対しては、人権教育の推進に係る研修会を年3回以上実施するよう指導しています。また、実施状況については学校訪問等で確認しています。
8 2件	8ページ(2)	同和問題やハンセン病問題など、個別の 差別問題を解決していくために、研修会等 を市の責任において行ってほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。なお、社会教育においては、家庭教育学級、成人学級において、人権学習を年一回必ず位置付けるようになっています。内容については、個別の人権課題の中から選択し、幅広く学習できるようにしています。今後も、引き続き取り組んでいきます。
9	8 ページ 【施策の方 向性】 4行	見守りや相談活動について書いてある が、どこに相談できるのかということを明 記してほしい。	市役所の各課の相談先については、本計画の各項目で各相談機関が明記されているため、現行のとおりとさせていただきます。詳しくはホームページや毎月の広報紙で確認できます。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
10	10ページ	【施策の方向性】の「職場内の研修」を	いただいたご意見を参考に文言
	(3)	「様々な人権問題に関する職場内の研修」	を修正します。
	【施策の方	と明記してほしいです。【現状と課題】の冒	
	向性】	頭には「企業等においては、(中略)地域社	
	4行	会に深く関わるとともに、地域や社会の構	
		成員として人権が尊重される社会の実現	
		に向け、重大な責任を担っています。」とあ	
		ります。人権施策が今後拡充していくため	
		には、学校等の教育の場だけでなく企業の	
		取り組みがこれまで以上に重要だと思っ	
		ています。それは、企業の労働者の多く	
		は、家に帰れば家庭人であり、地域では自	
		治会員であり、仕事以外の PTA やサーク	
		ル等の各種団体のメンバーでもあり、まさ	
		に「地域や社会の構成員」だからです。それ	
		ぞれの場で人権教育・啓発を推進し得る重	
		要な役割を担っている人材だからです。職	
		場内で定期的に、女性・子ども・高齢者・障	
		がい者・外国人の人権や同和問題等、素案	
		に列記してある諸人権問題に関する研修	
		を行っていただきたいです。そのことは、	
		職場における障がい者の雇用、偏見に基	
		づいたハラスメント防止、男女共同参画等	
		にもつながっていくと思います。	
11	10ページ	県や県教委、県人権同和教育研究協議	貴重なご意見ありがとうござい
	(3)	会などが開催している人権教育啓発研修	ます。今後の参考とさせていただ
2件	【施策の方	会に企業も積極的に参加するように市が	きます。
	向性】	働きかけてほしい。福岡等の先進地域を参	
		考にしてほしい。	
12	11ページ	「男女共同参画」を推進するために学校	6と同様の回答とします。
	2-(1)	における「性別によらない名簿」の推進、施	
2件		設の改善をすすめていくことを明記してほ 	
		しい。	

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
2件	13ページ 14ページ (2)	子どもの人権を保障するために1学級の 児童数を減らし、教員がゆとりをもって子 どもと向き合えるような施策を進めてほ しい。特別支援教育支援員を増やしたり、 学校教育全般の支援員を市独自で予算化 してほしい。	1学級当たりの児童生徒の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定められており、一学級当たりの児童数の緩和策として、令和7年度にかけて小学校35人学級の実現がなされるところです。また、小・中学校に配置されている特別支援教育支援員は、全国では、中学校に配置されている特別支援教育支援員は、全国であるのに対し、本市は平均2.6人を配置しています。本市は、特別を配置しています。本市は、特別を配置しています。本市は、特別を配置しています。本市は、特別を配置しています。本市は、特別を配置しています。本市は、特別を配置しています。本市は、特別を配置しています。
14 2件	13ページ 14ページ (2)	義務教育学校における給食費や学習教材等の校納金の無償化を進め、家庭間の格差をなくす子育て支援をおこなってほしい。	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対しては、その保護者の経済的負担を軽減するために、要保護(生活保護)世帯に対しては、大半の学用品費・学校給食費の全額を援助しています。また、住民税非課税(準要保護)世帯に対しては、多くの学用品費・学校給食費の8割を援助する就学援助事業を行っています。
15	14ページ 【施策の方 向性】 4行	関係機関との連携の中に、「学校・園等」との連携を文言として明記してほしいです。 乳幼児・児童への虐待の把握は、病院はもちろんですが、学校・園の職員の気づきが欠かせません。特に学校・園の職員のアンテナを高くしておいてもらう意味でも明記してほしいです。	いただいたご意見を参考に文言を修正します。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
16	15ページ	高齢者がひとりでも安心して暮らせる	現在、健康・長寿支援チケット(あ
	16ページ	姶良市をめざして、介護や暮らしの人的・	いあいチケット)交付などの健康増
2件	(3)	経済的支援を充実し、コミュニケーショの	進等につながる経済的支援、そし
		場づくりを市独自の政策で行ってほしい。	て高齢者の方々への声かけや、見
			守りなどの人的支援となる緊急通
			報体制整備事業及びボランティア
			ポイント制度 <u>を</u> 実施しております。
			また、高齢者のコミュニケーショ
			ンの場にもつながる、「通いの場」
			づくりのための事業やサロンボラ
			ンティア育成のための事業も推進
			しているところです。
			これらの事業以外に、介護に関
			する経済的・人的支援に係る、新規
			事業につきましては、定期的に実
			施している高齢者や介護者等を対
			象としたニーズ調査等の検証結果
			を踏まえつつ検討していくことに
			なると考えています。
17	17ページ	「…平成 25 年(2013 年)不当な…」の年	ご指摘のとおり修正します。
	(4)	は、「平成 28 年(2016 年)」だと思われ	
	17行目	ます。	
18	17ページ	「障害のある人もない人も共に生きる鹿	ご指摘のとおり修正します。
	(4)	児島づくり条約」の「約」は「例」だと思われ	
	21 行	ます。	
19	17ページ	車いすで生活している人や視覚障がい	市が管轄する施設等におけるバ
	~	のある方が、暮らしやすい市をめざして、	リアフリー化の推進につきまして
2件	19ページ	道路、公的施設、病院などのバリアフリー	は、「姶良市総合計画」「姶良市障
		化をさらに進めてほしい。	がい者計画」に基づき、庁内関係部
			署と情報共有を図りつつ必要な対
			応を行っていきます。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
20	20ページ	講演会等を開催し、市民に広く理解を求	姶良市では毎年12月10日~
	21ページ	めてほしい。	16 日の「北朝鮮人権侵害問題啓発
	(5)		週間」に合わせ、署名・募金活動や
			パネル展を行い、市民へ向けての
			啓発活動を行っています。今後と
			も啓発に取り組んでいきます。
21	22ページ	同和問題の項で、現姶良市基本計画策	インターネット等を利用した人権
	23ページ	定以降の大きな情勢の変化は、2016 年	侵害については、全ての分野に関
	(6)	に「部落差別解消推進法」が制定されたこ	係しており、同和問題に対してのみ
		とであり、その主な背景は同法第一条で規	記載は行っておらず、(11)インタ
		定している「情報化の進展に伴って部落差	ーネット等による人権侵害にまと
		別に関する状況の変化が生じていること」	めており、法務局等との連携につ
		です。同和問題解決の新たな法律として同	いて記載しているため、現行のと
		法が制定された主旨を踏まえるならば、特	おりとさせていただきます。
		にインターネット上の差別事象対策につい	なお、法務省の人権擁護機関で
		て【施策の方向性】においても言及すべき	は、関係行政機関からの通報等に
		だと考えます。この項の改訂の意義もそこ	より、インターネット上で特定の地
		にあると思います。	域を同和地区であると指摘するな
		県並びに県教育委員会も把握しておら	どの内容の情報を認知した場合
		れる事案ですが、他県のみならず県内の複	は、その情報の削除をプロバイダ
		数の自治体においても 2016 年からイン	等に要請するなど、適切な対応に
		ターネット上の差別書き込みが発覚してき	努めているようです。
		ており、その矛先は被差別部落の大人だけ	
		でなく子どもたちにも向けられています。	
		法務局をはじめ関係機関が対応されてき	
		ていますがあとを絶たず、今後どこの自治	
		体でも起こり得ることだと言えます。	
		当然のことながら被差別部落の方々は、	
		そのルーツのある地域・自治体だけに居住	
		している訳ではありません。元々のルーツ	
		である地域を離れ代々自由に居住を構	
		 え、どこの自治体にも住んでおられます。	
		もちろん姶良市にも。しかし、どこに転居し	
		ても部落差別は付きまとってくる事例が	
		少なくありません。今なお部落差別をする	
		人がいるからです。このことは、自治体内	
		 に被差別部落が有る、無いにかかわらず、	
		すべての自治体の人権課題です。被差別	
L	I		

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
		部落にルーツを持つ方々が、他の市民と同じように安心して暮らせる地域社会づくりは、行政の責務です。(ご承知のようにインターネット上では、私の知る限りですが、①差別書き込みのほか、②全国の被差別部落の所在地等一覧の掲載〈誰でも閲覧できる状態〉、③それを書籍化した物の売買という問題も惹起しています。「(11)インターネット等による人権侵害」の項と重なる面がありますが、部落差別の特性と「部落差別解消推進法」制定の意義を踏まえ、(11)の項とは分けて考えました。)	
22	22ページ 23ページ (6)	平成30年人権に関する県民の意識調査の同和問題についてグラフを添付し、この解決は市民ひとりひとりの課題であることを明記してほしい。	いただいたご意見を参考に、グ ラフ及び分析コメントを追加しま す。
23	22ページ 23ページ	県や県教委、県人権同和教育研究協議会 などが開催している人権同和教育啓発研	「内容や手法を工夫する」「啓発 活動を推進します」と記載をしてい
2件	(6)	修会に積極的に参加するように市が働き かけてほしい。それを明記してほしい。	るため、現行のとおりとさせてい ただきます。
24	22ページ 23ページ (6)	『同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な本を売りつけたり、寄付金を強要したりするなどの「えせ同和行為」があり、そのような行為が同和問題への偏見を助長し、その解決を阻む要因の一つとなっています。』との記述があるが、これは近年も起きているのでしょうか。「えせ同和行為」ということは知っていますが、この事実をここに明記することで、市民ひとり一人の課題であるということを考えにくくなるのではないかと思う。記述について、もう少し配慮してほしい。	「えせ同和行為」については現在 も存在しています。 同和問題の正しい理解について は、市民一人一人に対し【施策の方 向性】1行目に記載しており、「えせ 同和行為」については、企業に対し て情報共有・提供を行っているも ので、法務局と連携し相談対応を しており、このことについても、市 民にも理解していただきたいと考 えているため、現行のとおりとさ せていただきます。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
25	26ページ 27ページ	ハンセン病問題の解決を目指して活動 している NPO 法人「ハンセン病問題の全	「関係機関と連携し」の文言は追加します。具体策については、「教
2件	(8)	面解決を目指して共に歩む会」との連携を 図り、その解決に向けて姶良市が講演会等 を開催することなどの具体策を明記して ほしい。	育・啓発活動に努める」と記載しているため、現行のとおりとさせていただきます。
26 2件	30ページ (10)	LGBTQ の人々が、住みやすい姶良市をめざして鹿児島市など先進地域のとりくみを取り入れてほしい。パートナーシップ制度の導入を進めてほしい。	貴重なご意見ありがとうござい ます。今後の参考として注視してい きます。
27	30ページ (10)	文科省、県教委が示しているように LGBTQ の児童生徒が通いやすい学校づ くりを具体的に(公募等の名簿への性別に よらない名簿の導入、その他の施設整備 等)進めてほしい。	6と同様の回答とします。
28	31ページ 32ページ	インターネット等による人権侵害は、人を 死に追いやることもあり絶対に許されな	すべての人権問題において、命 に係わるような人権侵害は、深刻
2件	(11)	い行為であることを明記し、啓発を行って ほしい。また、被害にあっている人の相談 体制などを具体的施策に取り組んでほし い。	な問題で、絶対に許されないことです。本計画の基本理念においても『人権とは誰からも侵されない基本的な権利』と記載しているため現行のとおりとさせていただきます。 相談体制については、主に法務局や人権擁護委員による人権相談が窓口であり、今後も連携を図っていきます。
29	38ページ 39ページ 4	伊佐市では、学校、行政、運動体が一緒 に人権・同和教育、啓発について年に一回 三者学習会を開催し、取組の検証を行って いる。姶良市でもそのような場を持ってほ しい。	貴重なご意見ありがとうござい ます。今後の参考とさせていただ きます。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
30	38ページ	「連携の促進」の「各種関係機関」を「各種	ご指摘のとおり修正します。
	4-(2)	- 関係機関団体」にしてほしいです。この章	
	2 行	 の前書きでも「各種関係機関や団体との連	
		携」と記述されているからです。	
31	38ページ	「(3)効果的な手法による人権教育・啓発	「新聞等のマスメディア」に含ま
	4-(3)	の実施」では、姶良市を圏内とするラジオ	れるため現行のとおりとさせてい
		やケーブルテレビの活用も検討し、可能な	ただきます。
		ら明記してほしいです。「新聞等のマスメ	
		ディアという表記の中に含まれているの	
		かもしれませんが、いずれの媒体も姶良市	
		民の生活に関わりのあるものなので、取り	
		上げて明記してほしいです。	
32	40ページ	市報で、人権教育・啓発に関する記事を	貴重なご意見ありがとうござい
	第4章	毎月掲載し、人権課題の学習資料や市民	ます。今後の参考とさせていただ
2件		へ研修会など広く広報してほしい。 	きます。
33	40ページ	市が主催する人権同和教育啓発の関する	貴重なご意見ありがとうござい
	第4章	市民向けの研修会を毎年開催してほしい。 	ます。今後の参考とさせていただ
			きます。
34	40ページ	人権教育・啓発の在り方として人権問題	38ページの4総合的かつ効果
34	40ハーフ 第4章	を単なる思いやりに済ませることなく、市	的な推進(3)効果的な手法による
	为 4 早 	民一人一人が人権問題の当事者であるこ	人権教育・啓発の実施の中で記載
		とが自覚できるような人権教育・啓発の在	しているため、現行のとおりとさせ
		り方を明示してほしい。	ていただきます。
			(
35	41ページ	 「用語解説」にある「合理的配慮」の「障害」	 ご指摘のとおり修正します。
	用語解説	の「害」の表記は、漢字とひらがなのどちら	
	か行	がいいのでしょうか。解説が転載であれば	
		出典等を付記した方がよいと思います。	
36	17ページ	障害を理由とする差別の解消の推進に	他の分野別に関する法律も掲載
	19 行	関する法律」(障害者差別解消法)「部落差	していないため、現行のとおりとさ
2件	22ページ	別の解消の推進に関する法律(部落差別	せていただきます。
	14 行	解消推進法)」、「ハンセン病問題の解決の	
	26ページ	促進に関する法律(ハンセン病問題基本	
	22 行	法)」の全文を資料として掲載してほしい。	